

介護老人福祉施設 いなさ愛光園 利用約款

第1条 (約款の目的)

介護老人福祉施設いなさ愛光園（以下「当施設」という）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助するとともに、利用者が、必要とする介護老人福祉施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「身元引受人」という）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条 (適用期間)

本約款は、利用者が介護老人福祉施設サービス利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。ただし、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書の改訂が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

第3条 (利用者からの解除)

利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

第4条 (当施設からの解除)

当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において非該当または要支援と認定された場合
- ② 平成 27 年 4 月 1 日以降要介護 3 以上で入所された方で更新等により要介護 1・2 の認定になり、かつ「特例入所」の対象でない場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護老人福祉施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者が、病院または診療所に入院する必要が生じ、明らかに入院後 3 ヶ月以内に退院できる見込みのない場合で、その病院または診療所の側で利用者を受け入れることができる状態になった場合
- ⑤ 利用者が、病院または診療所に入院した後、明らかに以後 3 ヶ月以内に退院できる見込みのないことが判明した場合
- ⑥ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を 3 ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず 7 日以内に支払われない場合
- ⑦ 利用者またはその家族等が、当施設、当施設の職員または他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ⑧ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ⑨ 利用者が死亡した場合

第5条 (利用料金)

利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護老人福祉施設サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、毎月 10 日以後に、前月分の利用料等の請求書を利用者に送付します。請求書には、利用者が利用した各種サービスにつき、その利用回数等を明示します。利用者は当施設に対し、前項の請求に基づき、前月の利用料を預金通帳自動引落とし、振り込み、現金のうちいずれか契

約時に決められた方法で支払います。

- 3 当施設は、利用者または身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。
- 4 身元引受人は、民法（債権法）に定める連帯保証人としての責務を負います。

第6条（記録）

当施設は、利用者の介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。

- 2 利用者または身元引受人は当施設に対し、いつでも前項の記録書類の閲覧及び謄写を求めることができます。ただし謄写においては、当施設は謄写請求者に対して、実費相当額を請求します。

第7条（身体の拘束・虐待の防止）

当施設は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。

第8条（衛生管理）

当施設は、感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

第9条（秘密の保持）

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者または身元引受人もしくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から、あらかじめ同意を得た上で行うこととします。

- 一 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
- 二 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第10条（緊急時の対応）

当施設は、利用者に対し、嘱託医師の医学的判断により対診が必要と認められる場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護老人福祉施設サービスでの対応が困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第11条（要望または苦情等の申し出）

利用者及び身元引受人は、提供されたサービス等につき苦情がある場合、いつでも「重要事項説明書」記載の苦情申し立て窓口に苦情を申し立てることができます。その場合、当施設は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者に報告します。

- 2 利用者及び身元引受人は介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 当施設は、利用者または身元引受人から第1項または第2項の苦情の申し出がなされたことをもって、利用者にかなる差別的な取扱いもいたしません。

第12条（賠償責任）

介護老人福祉施設サービスの提供にともなって当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

第13条（利用約款に定めのない事項）

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

2020年4月 改訂

2021年4月 改訂

2024年1月 改訂

| | |
|-----|----------------------|
| 法人名 | 社会福祉法人 聖隷福祉事業団 |
| 施設名 | いなさ愛光園 |
| 住所 | 静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田 37-2 |